

政令番号225 トリクロルホン

各都道府県での届出事業所以外からの「排出源別排出量/使用目的別使用量」(平成27年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下事業所	自動車等移動体	塗料	洗剤・化粧品等	農薬登録製剤	登録製剤以外殺虫剤	その他	
1	北海道								
2	青森県					5.0E+2			500.0
3	岩手県					1.5E+2			150.0
4	宮城県								
5	秋田県					5.0E+1			50.0
6	山形県					5.0E+2			500.0
7	福島県								
8	茨城県					4.0E+2			400.0
9	栃木県								
10	群馬県					3.7E+3			3,700.0
11	埼玉県					3.0E+3			3,000.0
12	千葉県					1.4E+3			1,400.0
13	東京都					8.7E+3			8,700.0
14	神奈川県					1.5E+2			150.0
15	新潟県					8.0E+2			800.0
16	富山県					5.5E+2			550.0
17	石川県					4.0E+2			400.0
18	福井県								
19	山梨県					3.0E+2			300.0
20	長野県					3.5E+2			350.0
21	岐阜県					4.0E+2			400.0
22	静岡県					1.5E+2			150.0
23	愛知県					5.5E+2			550.0
24	三重県					3.5E+2			350.0
25	滋賀県					1.5E+2			150.0
26	京都府					1.5E+2			150.0
27	大阪府					2.5E+2			250.0
28	兵庫県					1.5E+2			150.0
29	奈良県								
30	和歌山県					2.0E+2			200.0
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県					5.5E+2			550.0
34	広島県					4.5E+2			450.0
35	山口県								
36	徳島県					1.0E+2			100.0
37	香川県					5.0E+1			50.0
38	愛媛県					4.0E+2			400.0
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県					1.5E+2			150.0
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県					2.0E+2			200.0
47	沖縄県								
	全国					2.5E+4			25,200.0